

令和3年度第1回新宿区総合教育会議

令和3年11月9日

新宿区教育委員会

令和3年度第1回新宿区総合教育会議会議録

日 時 令和3年11月9日(火)

開会 午後 2時58分

閉会 午後 4時13分

場 所 新宿区役所本庁舎6階第2委員会室

出席者

区 長 吉 住 健 一

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	星 野 洋
委 員	今 野 雅 裕	委 員	古 笛 恵 子
委 員	山 下 浩 一 郎	委 員	年 綱 和 代

説明のため出席した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	平 井 光 雄	企 画 政 策 課 長	菊 島 茂 雄
総 務 部 長	針 谷 弘 志	総 務 課 長	鯨 井 庸 司
次 長	菅 野 秀 昭	中 央 図 書 館 長	中 山 浩
教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之	教 育 指 導 課 長	荒 井 亮 宏
教 育 支 援 課 長	内 野 桂 子	学 校 運 営 課 長	広 瀬 岳 平

書記

教 育 調 整 課 長	芳 賀 祐 子	総 務 課 長	黒 川 哲
教 主		課 査	

- 1 開 会
- 2 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を
図るため重点的に講ずべき施策について
- 3 閉会

◎ 定足数の確認

○総務課長 本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、令和3年度に入り、最初の総合教育会議でございますので、初めに当会議を構成する委員を御紹介させていただきます。当会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第2項により、区長及び教育委員会で構成されます。

初めに、吉住健一区長でございます。

続きまして、教育委員会、酒井敏男教育長でございます。

続きまして、教育委員会、星野洋教育長職務代理者でございます。

続きまして、教育委員会、今野雅裕委員でございます。

続きまして、教育委員会、古笛恵子委員でございます。

続きまして、教育委員会、山下浩一郎委員でございます。

続きまして、教育委員会、年綱和代委員でございます。

なお、古笛委員の教育長職務代理者としての指名期間は10月16日をもって満了したため、10月17日より星野委員が新たに教育長職務代理者に就任されていらっしゃいます。星野教育長職務代理者、どうぞよろしく願いいたします。

次に、当会議の事務局を担当しております職員の紹介をさせていただきます。

総務部長の針谷でございます。

総合政策部長の平井でございます。

教育委員会事務局次長の菅野でございます。

企画政策課長の菊島でございます。

教育調整課長の齊藤でございます。

教育指導課長の荒井でございます。

教育支援課長の内野でございます。

学校運営課長の広瀬でございます。

中央図書館長の中山でございます。

最後になりましたが、私、総務課長の鯨井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続いて、会議の定足数を確認いたします。

会議の成立には、区長と当会議を構成する委員 6 名の半数 3 名以上の出席を必要としますが、本日は全員に御出席いただいております。

「新宿区総合教育会議運営要綱」第 2 条第 3 項の規定に基づきまして、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。この後の議事進行につきましては、次第に沿って区長が進めてまいります。

それでは、区長、よろしくお願いいたします。

◎ 開 会

○区長 教育委員会の皆様におかれましては、日頃から教育行政に御尽力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

今年度初めての総合教育会議でございますので、一言、御挨拶申し上げます。

まず初めに、依然として新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立たない中、子どもたちの安全・安心を確保しながら、日々の学校生活や学習活動を支えていらっしゃる全ての教職員の皆様をはじめ、教育委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

学校現場におかれましては、感染状況の変化や感染症が学校生活にもたらす影響に柔軟に対応し、新たな日常の定着を図りつつ、感染対策を徹底しながら、教育課程や学習活動の工夫に奮闘されていることと思います。ぜひ、感染防止と新宿区の子どもたちの健やかな学びの保障との両立に、引き続き御尽力をいただきたいと思っています。

さて、昨年度の総合教育会議では、平成30年度から令和2年度を計画期間とする教育ビジョン個別事業及び第一次実行計画の締めくくりの年であったことから、これらの取組を着実に推進するとともに、取組を一層充実していくため、「新しい社会に対応した、子どもたちの生きる力を育むための取組」を大きな観点とした上で、今後の財政課題が与える教育行政への影響の観点から「新宿区における教育財政について」、コロナ禍における子どもたちの心に寄り添う教育の必要性の観点から、「新型コロナウイルス感染症対策の中での教育のありようについて」、新宿区版GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備の観点から「ICTを活用した教育環境の充実について」、また、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた上での「子どもたちの健康について」、新しい社会に対応した、子どもたちの生きる力を育む教育という観点から「CLIL（クリル）の手法による英語教育のさらなる推進について」、そして、将来、子どもたちが国際社会に羽ばたく際に、日本の伝統文化に触れること

は、重要な基盤になるという視点から「伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実について」の、6つのテーマで意見交換を行いました。教育ビジョン個別事業及び第一次実行計画の計画期間の締めくくりとなる年にあつて、時期を捉えた課題認識を掘り下げるとともに、具体的な課題の解決に向けた意見交換を行い、区と教育委員会との連携をこれまで以上に深めることができたと考えています。

今年度の総合教育会議におきましても、教育目標や新宿区教育大綱を踏まえ、次代を担う子どもたちが、自分らしく成長していけるまちの実現に向けて議論を行っていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和3年度第1回新宿区総合教育会議を開会いたします。

まず、「新宿区総合教育会議運営要綱」第6条に基づき、本日の議事録署名人を1名選出したいと思ひます。

本日の議事録署名人については、星野教育長職務代理者をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

[異議なしの発言]

○区長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事録署名人は、星野教育長職務代理者をお願いいたします。

星野教育長職務代理者、よろしくお願いいたします。

○星野教育長職務代理者 分かりました。

◎ 議 題

教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について

○区長 それでは、続きまして、次第の2「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について」に入りたいと思ひます。

総合教育会議における協議事項としましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、「大綱の策定に関する協議」、「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議」、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議」の3つが規定されて

います。

これまで、総合教育会議では、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合」には、そのことを最優先に協議することを確認した上で、具体的な意見交換を行ってまいりました。

このことを踏まえて、今年度の総合教育会議においても、これまでと同様に「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合」が発生した場合は最優先に協議することとした上で、「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」を議題としたいと思っております。

平成27年度に策定した新宿区教育大綱では、教育ビジョンに掲げる「子ども一人ひとりの『生きる力』をはぐくむ質の高い学校教育の実現」や「新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現」、「時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現」の3つの柱と、めざすまちの姿としての「子どもの育ち・学び・自立を地域とともに支えるまちの実現」を大切な理念として教育委員会の皆様と共有させていただいております。

昨年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な取組が影響を受けましたが、教育委員会におかれましては、事務局職員や現場の先生方の御尽力により、教育ビジョンに掲げる個別事業の計画期間の3年目として、78の個別事業を着実に進められ、また、区としても、新宿区の“めざすまちの姿”の実現に向けた総合計画及び第一次実行計画を、感染症対策を講じながら、確実に推進していく1年となりました。

今年度も、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による自粛生活の長期化が、区民のみならず、区民の生活に大きな影響を及ぼす中、マスクの着用や手指消毒といった基本的な感染症対策をはじめ、ワクチン接種などの感染拡大防止対策により、新たな日常を踏まえた安全で安心な学校生活を一日も早く取り戻すことを最重要課題として、様々なことに取り組んでいただいております。

こうした状況を踏まえ、社会環境の変化に対応しつつ、コロナ禍においても、可能な限り学習機会を確保するとともに、子どもたち一人ひとりが様々な体験を通じて、「生きる力」を育てていくためにはどうしたらいいのか、という観点から、それぞれの取組がより効果的なものとなるようにするにはどのようなことが必要かについて、意見交換を行いたいと考えております。初めに、教育委員会のお考えをお聞きしたいと思います。

○星野教育長職務代理者 昨年度の総合教育会議では、「新宿区における教育財政について」、

「新型コロナウイルス感染症対策の中での教育のありようについて」、「ICTを活用した教育環境の充実について」、「子どもたちの健康について」、「CLIL（クリル）の手法による英語教育のさらなる推進について」、そして「伝統文化・芸術などを学ぶ機会の充実について」の6つをテーマとした意見交換を通して、課題解決に向けた認識が共有され、区長部局との連携が一層強められたと思っております。

その後、教育委員会では、区長部局との連携の下、取組の具体化と充実を主眼に、令和3年度から令和5年度の3年間の計画期間とする、教育ビジョン個別事業及び第二次実行計画について、個別事業の見直しを行うとともに、実行計画に掲げる計画事業を教育ビジョンの個別事業に反映いたしました。

その結果、今年度から、「『新宿区版GIGAスクール構想』に基づく学校教育の推進」では、児童・生徒に1人1台ずつ配備されたタブレット端末を活用し、個別最適化学習及び協働学習の推進、学習機会の確保を推進するための環境が整備されました。

このほか、学校現場における新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする、「新たな日常」に即した、子どもたちが安心して安全に学び続けることができる環境の整備や、総合教育会議での意見交換を通じて、国際理解教育及び英語教育の推進として、「英語キャンプの実施」や「伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実」といった取組につなげることができたことについて感謝申し上げます。

教育委員会としましては、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする、教育ビジョン個別事業の初年度である今年度は、第一歩を踏み出し、教育行政をしっかりと進めていく上で非常に重要な年になると受け止めております。

そして、先ほど区長のお話にありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、安全で安心な学校生活のために、区長部局と連携しながら、感染拡大防止対策をはじめ、様々な工夫を凝らし、取組を実施しています。

また、タブレット端末の利用については、4月から8月までの試行期・実践期を経て、9月から本格実施へ移行しました。これまでのデジタルドリルや協働学習支援ツール等によるオンラインを活用した学習指導に加え、同時双方向型のWEB会議システムを活用した学習指導についても、9月に準備が完了したところです。これからの時代に求められる子どもたちの能力や育ちを見据えた新たな学校教育を、区長とともに実現していきたいと考えております。

区長と幅広く意見を交換し、様々な課題について認識を共有していくことができれば、教

育ビジョンや第二次実行計画の取組をより実り多いものとし、今後の教育課題にも柔軟に対応していくことができると考えております。こうした観点から区長と一緒に考えていきたいと思っております。

○区長 星野教育長職務代理者、ありがとうございました。

ただいまお話しいただきましたとおり、今年度は総合計画のアクションプランである第二次実行計画に掲げる様々な取組がスタートした重要な年です。

第二次実行計画の施策に掲げる「未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」の実現に向けて、計画の取組を着実に推進していくとともに第二次実行計画に掲げる具体的な目標や取組が、教育ビジョンの新たな個別事業を通じて、子どもたちや教職員の方々、保護者や地域の方々にもしっかりと伝わっていくようにしていただけたらと考えております。

そのためにも、本日は教育委員会の皆様と教育課題の共有を図り、新宿区の子どもたちの育ちと学びについて議論を深めたいと思います。

それでは、本日の総合教育会議では「子どもたち一人ひとりの体験を大切にし、『生きる力』を育むための取組」を観点として意見交換を行いたいと思いますが、皆様、御異議ございませんでしょうか。

[異議なしの発言]

○区長 ありがとうございます。

それでは、「子どもたち一人ひとりの体験を大切にし、『生きる力』を育むための取組」を観点として意見交換を行っていきたいと思います。

初めに御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○今野委員 それでは、私から最初に、ヤングケアラーの対応についてということで、お話しさせていただきます。

最近、厚生労働省と文部科学省の調査で、家族の介護や世話などによって、長い時間が取られてしまい、学習や遊びの時間が十分に確保できないなど、厳しい家庭環境で生活を送っている子どものことが話題になっています。いわゆるヤングケアラーの問題です。両省の調査では、中学生の結果を見ても、「兄弟や父母など家族の世話をしている」と答えた子どもが5.7%という数字になっています。比率としては、1クラス当たり大体2人程度、という割合のようです。

それから、調査の中では、世話の頻度について「毎日のように世話をしている」と答えた

子どもが3割から6割いて、平日で平均4時間ぐらい世話をしているとのこと。その中身を見ますと、3時間未満が5割、それ以上の時間になるケースも2割から4割ということで、相当厳しい状況のようです。ヤングケアラーという新しい言葉が出てきておりますが、子どもたちの成育に係る現実課題を新しく認識するための言葉であると思っております。

家族の世話というのは、子どもにとっては、家族の一員として当然のこと、あるいは家族の役に立っているんだという前向きな気持ちがあるということがありますし、また、信頼して現状を打ち明けられるような外部の人間もなかなかいない、ということがあり、子どもたちはつらい、大変だと感じているにもかかわらず、心身ともに過重な負担が続く、ということが多くなっているようです。

貧困、虐待などの問題と同じように、この問題は子どもの家庭での生活や学びに深刻な影響を及ぼすわけですが、それだけではなく、学校での教育活動の成否を基本的に左右してしまうような重要な課題になっていると思います。的確な支援、対応が必要とされる場所です。しかし、家庭のことですので、外部から把握することはなかなか難しく、支援、対応ということになれば、さらに難しいことだと思います。そんな中でも、子どもたちに関わることで、学校は、子どもに対する深い理解に最も可能性のあるところだと考えます。教職員の気づきのスキルや対応力をより高め、こうした子どもにふさわしい形で寄り添うとともに、特に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの果たす役割が大きいのではないかと思います。

私たち教育委員は、よく学校を訪問する機会がありますが、最近も複数の学校長から、いじめや不登校傾向のある子どもたちへの対応ということで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが学校でとても機能しているという話を聞いております。

ある学校では、スクールカウンセラーとの面談の予約表があって、子どもたちがそこにたくさん名前を書いている、ということがあり、校長先生に「こんなにたくさん相談予約があるんですか」と聞いたところ、そうではなく、「本当に相談が必要になったときに、初めての人だとなかなか打ち解けられないので、あらかじめお互いを認識する意味も含めて懇談の会をつくっているんです」という話で、とてもよい試みがなされているなと思いました。恐らく、ヤングケアラーの問題においても、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門人材は大きな力になるのではないかな、という印象を持っております。

いずれにしても、ヤングケアラーの状況を教職員が察知した場合には、スクールソーシャルワーカーなどの専門人材が関係機関と連携し、必要な支援につなげることがとても重要なので、そうした体制づくりや、教育、福祉等を含めた総合的な支援体制の強化が、これから必要になってくるだろうと思っております。

以上です。

○区長 ありがとうございます。

ヤングケアラーへの対応について、今野委員から御発言をいただきました。

ヤングケアラーについて、問題視されるようになったのは最近のことかもしれませんが、古くて新しい課題であり、本当に外からは見えにくいというのは、今野委員の御指摘のとおりだと思います。

ヤングケアラーに関する実態は、福祉・介護・医療・教育等の関係機関で構成される「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を活用し、ヤングケアラーを含む支援が必要な子どもを把握していきます。

子ども自身への周知と、福祉・介護・医療等の関係機関、民生委員・児童委員をはじめとした子どもの支援に関わる地域の関係者への周知を進め、ヤングケアラーの認知度を高めることにより、早期の発見・把握につなげていきます。

また、ヤングケアラーの相談は、子ども総合センターと4所の子ども家庭支援センターの「子どもと家庭の総合相談」で対応しており、家庭環境等の調整が必要なケースとして、子どもとの面談により、子どもの希望を聞きながら、寄り添い型の相談支援を行っているところ です。

学校の先生方は、いつも注意深く児童・生徒を見てくださっていますが、意識的に注意を払っていかないと実態をつかめないのがヤングケアラーの問題だと思いますので、家庭環境の変化などには、配慮していただければと思います。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、これまでもできる限り増員配置をしてきたところ です。引き続き、スクールソーシャルワーカー等の専門人材の配置や、実態把握のための手法を含め、対応について、教育委員会と相談しながら取り組んでいきたいと思 います。

それでは、引き続き、御意見をお伺いしたいと思います。どなたか御発言のある方はいら っしゃいますでしょうか。

○今野委員 次に、医療的ケア児に対する支援体制について述べたいと思 います。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、いわゆる「医療的ケア児支援法」が、令和3年6月に公布、9月に施行されております。超党派での議員立法の法律ということもあり、今までにない非常に画期的な内容になっております。

初めに、少し法律の内容について触れさせていただきますと、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童とともに教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の状況に応じて、切れ目なく支援が行われなければならないこと、医療的ケア児及びその保護者の意思を最大限に尊重しなければならないことなどが、基本理念として掲げられています。

併せて、学校の管理運営を行う教育委員会に対しては、基本理念に則り、学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有するということです。これまでは努力義務とされてきたことが、責務として法律で定められたということでもあります。特別支援教育の今後の発展に大きな役割を果たすであろう、というふうに思っております。

教育委員会では令和3年3月に、教育ビジョンの令和3年度から令和5年度の3か年の個別事業の実施計画を策定しましたが、その際、国連のSDGsの考え方に沿って内容を見直そう、ということが教育委員会で議論され、SDGsの考え方が計画の内容に反映されたということがありました。そのSDGsの総括的な理念、スローガンに「誰一人取り残さない」＝「leave no one behind」というものがあります。まさに、この法律は「誰一人取り残さない」という、SDGsの理念を体現するようなものであると思っております。

そして、この「医療的ケア児支援法」に関連し、私が以前から気になっていたことに、川崎市での障害児の就学指定措置に関する訴訟があります。呼吸器官、上肢、下肢等の機能障害等があり、人工呼吸器を装着しなければならない、痰の吸引措置を常に行わなければならないという児童が、地元の川崎市立の小学校に就学を希望したけれども、希望する小学校への就学は認められず、意に反して神奈川県立の特別支援学校を指定された、とのことでした。2018年に、それに不服だということで、就学すべき学校の指定の取消しを求めて、裁判になった事例がありました。

これについては、昨年3月に横浜地裁の判決がありました。判決によりますと、教育委員会等の就学手続においては、専門家の客観的意見をきちんと聞いており、行政の判断に違法性はなく、原告側の敗訴ということでした。医療的に特別な措置が必要な子どもを小学校の通常学級に通わせるためには、医療的措置が常時可能となるような看護師等の専門人材の配置が必要になりますが、そうした医療的措置を行うことは現実的にはなかなか難しく、対応

できないケースが多いわけですが、裁判では、そうした対応を取らなかった場合でも、障害者差別解消法等による合理的な配慮を欠いた不合理な差別には当たらない、というような判断がなされたと理解しております。当事者の児童や保護者にとっては残念な結果であったでしょうが、一方、行政側に立ってみると、通例の行政措置でやむを得ないものであったのだろう、というのがそのときの私の率直な印象でありました。

ところが、「医療的ケア児支援法」が公布、施行されるということになりますと、これまでの行政の対応、あるいは裁判所における判決も含めて、いろいろな判断の前提が変わってくることになると思います。教育行政にあっては、医療的ケア児の子どもたちや家族の支援のための新たな対応が必要になってくるであろうと思ったところです。

ところで、川崎市での訴訟については、一審判決で敗訴になった後、原告の家族は東京都世田谷区に転居し、世田谷区の区立小学校の通常学級に就学が認められて通学しているそうです。世田谷区の教育委員会では、2018年から試行的に医療的ケア児の受入れを始めており、2020年度には10人以上が複数の区立学校に就学、在籍し学んでいるとのこと。世田谷区立の学校では、数名の非常勤の看護師が数日単位の体制で勤務するなど、早いうちから対応を取ってきたところでもあり、参考になる部分もあるのではないかと思います。

新宿区には、新宿養護学校があり、区立の肢体不自由特別支援学校は非常に稀な例で先駆的だと思いますし、新宿養護学校では、プールなどを使って特徴的な優れた教育が行われております。

今後は、「医療的ケア児支援法」の趣旨を踏まえて新宿養護学校以外の区立の小・中学校においても、看護師の配置等の医療的措置を行うことや、また、関連する区長部局と密接に連携しながら、医療的ケア児に対する支援体制の構築などといった、必要な対応を行っていくことが求められてくると思います。

以上です。

○区長 ありがとうございました。

このテーマで、ほかに御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○古笛委員 今野委員から御発言のあった、「医療的ケア児支援法」に関連した医療的ケア児に対する支援についてですが、この課題に関しては、とても難しく、医療的ケア児、障害のあるお子さんや障害のある方への対応について、今までは、合理的な配慮に基づく対応、という形で位置づけられていたものが、今後は、差別である、と言われかねない状況となってきています。一方で、違う角度から考えると、事故が起きたり、リスクが顕在化したときに、

今度は、医療的ケア児に対する対応が十分ではなかったということで、また違う形でのトラブルにもつながってきます。

医療的ケア児に対し、希望を全て叶える、ということが現実的に可能かという点、難しいところがあることは事実ですし、子どもの最善の利益という観点から、慎重な判断が求められることもあると思います。いずれにしても、どこまで、どういった対応をこれから取るべきなのかということについて、あらかじめ十分に考えておくことが必要なのではないかと思っています。

以上です。

○区長 ありがとうございます。

このテーマについては、教育長の御意見も伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長 「医療的ケア児支援法」の基本理念に則り、教育委員会として責務を果たせるよう、医療的ケア児への支援について、これまで以上にしっかりと取り組んでいかなければならないと、改めて認識しているところです。

古笛委員の御発言のとおり、医療的ケア児の支援を適切に行うためには、学校における対応を十分に検討の上、あらかじめ整理しておく必要があると考え、このたび、教育委員会事務局では、「学校における医療的ケアの実施にあたっての基本的考え方」として、10月に基本方針を決定し、教育委員会でも報告を行ったところです。基本方針の概要といたしましては、「医療的ケア実施にあたっての基本的な考え方」をはじめとして、「医療的ケアの実施体制」、「医療的ケアの実施について」、「医療的ケアの取組の方向性」などについて、今後の対応において、柱となる基本的事項を定めています。

基本方針の中では、学校が常に安全かつ適切に医療的ケアを実施できるよう、他の関係部署とも連携しながら支援体制を構築する、としておりますので、区長部局との連携を密にし、適切に対応して行っていきたいと思っています。御理解、御協力の程よろしく願いいたします。

また、医療的ケア児の支援に関しては、看護師等の人材配置などについてもさることながら、学校施設等のハード面についても大きな課題です。エレベーターひとつとっても、現状では、法令上設置できない学校があるなど様々な制約がありますが、施設整備においても十分な対応が必要になってくると考えられます。

区立学校に在籍する医療的ケア児はもちろんのこと、子どもの成長過程において、保育園などに在園する期間や、放課後における学童クラブでの医療的ケアについて、区全体として適切に対応いただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

○区長 ありがとうございます。

医療的ケア児に対する支援体制について、今野委員、古笛委員、教育長から御発言をいただきました。

今野委員、古笛委員の御発言内容にもあったとおり、お子さんにとって何がベストなのかというところも踏まえますと、非常に難しい問題だと認識しております。

医療的ケア児のお子さんが通常学級に通う場合には、そのお子さんの身体のこと、病気や障害のことを十分に理解した上で、医師の指導の下に、必要な医療的措置等を含め、ケアをしていかなければならないと思います。

通常学級に定期的に通うことが非常に難しいケースの場合、新宿区には新宿養護学校もありますので、お子さんの身体のこと健康のことを第一に考えたときには、新宿養護学校のほうが良いという場合もあるかと思えます。そうした場合には、保護者の方には御理解をいただくとともに、例えば、定期的に通常学級の児童・生徒と交流する機会を持ちたい、といった御希望などがあれば、可能な限り尊重できればと思っています。

また、学校の管理運営に責任を持つ教育委員会において策定した、学校における医療的ケアの実施に関する基本方針に定めている、体制整備の構築にあたっては、必要な措置を講じてまいりますとともに、区長部局としても、保育所等の設置者、学童クラブ等を運営する立場として、「医療的ケア児支援法」に定められた責務を果たすべく、しっかりと取り組んでまいります。

それでは、引き続き、御意見をお伺いしたいと思いますが、どなたか御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○星野教育長職務代理者 12歳以上の小児への新型コロナワクチン接種における集団的個別接種の有用性について述べさせていただきます。

ファイザー社製ワクチンの接種対象が12歳以上になったことで、区立学校の児童・生徒についても、新型コロナワクチンの接種が可能となりました。今年の8月に感染者数が爆発的に増加した時には、小児の患者数の増加も見られ、小児の重症例の発生も危惧されました。重症者は、感染者数に対して一定の割合で出ますので、小児の患者が増えれば重症者も増えるわけです。

その後、東京ドームでの3区合同集団接種や元気館での集団接種会場で、12歳から15歳の小児に対する接種が、保護者を同伴して行う集団的個別接種の形で開始されました。

今回の第5波で分かったことは、成人で入院病床が不足していた以上に、小児の入院可能

病床数が少ないことと、新規陽性者が急増すると、保健所の疫学調査も全ての陽性者には対応が困難ということです。いくら小児は重症化しにくいと言われても、成人での自宅療養中に一気に悪化し死亡する症例がありますので、小児ではないという保証はありません。

季節性インフルエンザは今や予防接種もあり治療薬もあり、風邪と同じように扱われる疾患ですが、自ら経験したインフルエンザ脳症で亡くなった小児例では、予防接種を受けていなかったこともあるかもしれませんが、発熱数時間後にけいれん、意識障害を発症し、治療する暇もなく脳死に至る悲惨なものでした。

新型コロナウイルス感染症も今後、治療薬が出来たとしても、ワクチンによる重症化予防は必要な対応と考えます。

このように、小児の新型コロナウイルス感染症対応では、ワクチン接種が重要な手段になると考えておりますが、現在の新型コロナワクチンは、保管や操作が難しく、個別包装になっていないため、個別接種には不向きです。

集団的個別接種は集団接種の一種で、保護者が同伴して接種会場に行くものです。子どもに接種するわけですから、子どものことを一番よく知っている保護者が行く必要があります、副反応の説明に関しても、保護者に行うべきであると思います。特に若年層の場合は、迷走神経反射等のその場で起こる副反応が多いものですから、そこに保護者がいることが望ましく、保護者の同伴が必要と考えます。また、貴重なワクチンを効率よく使用できるメリットもあります。

このようなことから、新宿区医師会では小児に対する接種は、集団的個別接種を提唱する考えを持っていましたが、新宿区では、小児へのワクチン接種は個別接種で、との考えを示しましたので、検討を見合わせた経緯があります。時期を同じくして医療機関に対するファイザー製ワクチンの供給が停止してしまったため、小児に対する個別接種はほとんど出来ない事態となってしまいました。このことも、小児へのワクチン接種が思うように進まなかった要因だと考えております。

今後、ワクチン接種対象年齢がさらに下がることが予想されますし、毎年の追加接種の必要性も議論されております。また、学校生活の中では集団免疫も重要な要素となりますので、ワクチン接種の要望は高まると考えます。

このように、ワクチン接種を迅速かつ効果的に対応するためには、小児に関しては集団的個別接種を基本とし、個別接種に適したワクチンが登場したら個別に切り替えていくという方針が、小児の新型コロナワクチンを進めていくには適した方法と考えております。

以上です。

○区長 ありがとうございます。

小児の新型コロナワクチン接種について、星野教育長職務代理者から御発言をいただきました。

新型コロナワクチン接種に際しましては、一時的なワクチンの供給不足等、新宿区医師会の先生方には御心配と御迷惑をおかけいたしました。

小児の新型コロナワクチン接種に関しては、今のお話にもありましたとおり、東京ドームの合同ワクチン接種会場において、現地でコーディネートをしている先生が、小児を担当できるということになりましたので、保護者同伴の下、小児の接種を引き受けていただいています。また、区の集団接種会場のうち、元気館においても小児の接種を開始したところです。

今後も、新宿区医師会の先生方のアドバイスをいただきながら、小児を含め、希望する方がスムーズにワクチン接種を受けられるよう努めてまいりますので、引き続きよろしく願いいたします。

第5波では、就学年齢の子どもたちの感染事例が多く確認されましたし、家庭内感染が多かったことから、子どものワクチン接種の推進は重要と考えています。

海外では、12歳未満の子どもを対象としたワクチンの有効性も確認され、ワクチン接種の対象年齢が引き下げられています。引き続きワクチンに関する正確な情報と、ワクチン接種のメリットとデメリットを積極的に発信し、接種率の向上につなげていければと考えています。

これから、冬を迎えるにあたって、第5波に続き、第6波が起こる可能性もありますので、医師会をはじめとして、行政、地域の関係機関が総力を結集し、オール新宿でコロナ対策に取り組んでいきたいと思っております。

それでは、引き続き、御意見をお伺いしたいと思っておりますが、どなたか御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○星野教育長職務代理者 続いて、コロナ禍における児童・生徒の生活習慣について、肥満と痩せ、それから、肥満度計算と腹囲測定の必要性ということについて、述べさせていただきます。

新宿区におきましては、「新宿区小児生活習慣病予防健診」を実施していただいておりますが、受診率が低く、役に立っていないというのが実情です。私は、落合第一小学校の学校医をやっておりますが、今年の春の学校健診における状況を見ますと、落合第一小学校の場

合、肥満度を事前に計算してくれているのでその場で見ることはできますが、肥満度の高いお子さんや肥満度は高くないにもかかわらず下腹部が出ている、いわゆるぽっこりお腹のお子さん、また、反対に痩せのお子さん、肥満度で言うとマイナス20%を下回るような子が、例年より多い印象を受けました。

こうした傾向については、小児科関連の学会の講演会の中でも同様の指摘が多く見られ、このような傾向はコロナ禍における子どもの生活習慣の問題ではないか、と思うようになりました。

まず、肥満についてですが、小児の場合は、身長と体重から計算される肥満度で、20%以上を「肥満」としておりますが、肥満に加え、血圧異常や脂質異常など病的状態を伴ったものを肥満症と言います。肥満症の診断に関しては、肥満度の高値に加え、医療機関を受診しなければ分からない、という実態があります。そのためには、肥満を見た目でなく定量的に指摘することが必要と思われれます。

20%から30%の肥満度のものを「軽度の肥満」と言いますが、この程度のものであれば、あえて医療機関を受診しなくても、運動とか食生活の改善を図ることが多いのですが、やはり、こうした指導につなげるためにも、定量的指標である肥満度計算は必要と考えております。

また、肥満度は大きくなくても、内臓脂肪蓄積症は、高血圧、高血糖、脂質異常などを合併することが多く、小児期から異常を示し、成人の生活習慣病に移行しやすいと言われております。内臓脂肪蓄積症の指標と言われるものが、腹囲になります。現在、学校健診においては、腹囲の測定は行っておりませんので、肥満度は高くなくてお腹がぽっこり出ている、いわゆる内臓肥満蓄積症が疑われる子に対して、異常を指摘する指標がないのが実情です。そのためにも、学校健診で腹囲を測定する必要があると思っております。実際には、肥満症よりも内臓脂肪蓄積症の方が、医学的に問題が多いと考えております。

一方、痩せですけれども、肥満度マイナス20%以下を「痩せ」と言います。高度の痩せに関しましては、甲状腺機能亢進症などの内科的疾患もありますが、最近では、精神神経疾患である食思不振症が問題となりつつあります。食思不振症は、一般的に女兒に多いと言われておりますが、このコロナ禍におけるストレス等におきまして、男児における症例も増えてきている、という報告があります。また、低年齢ほど、罹病期間が長いほど重症化しやすいと言われておりますので、早期発見が重要です。肥満度が極端に低い子を単に食が細いで片づけず、やはり心の病気も探る必要があると思われれます。そのためにも、肥満度計算は大変重要にな

ると考えております。

残念ながら、現在のところ、痩せに対する身体的、精神的スクリーニング体制というものは、医師会を含めて行っておりませんが、怪しい症例を発見するため、洗い出しのためには、やはりこのような指標が必要ではないかと考えております。

新宿区では、各学校に肥満度計算のソフトが配付されているということですがけれども、学校医仲間に聞くと、十分に活用されていないのが現状のようです。やはり、児童・生徒の心と体の健康管理には、肥満度計算と腹囲測定が必要ではないかと考えております。

以上です。

○区長 ありがとうございました。

コロナ禍における児童・生徒の生活習慣について、星野教育長職務代理者から御発言いただきました。

お話を伺いながら、新型コロナウイルスの影響で、学校現場においても活動が制限されていたり、外出自粛といったことがあって、やはり子どもたちも体を動かす機会が減っているのかなと思いました。

新型コロナウイルスが収束するには、もうしばらくかかるでしょうから、引き続き、活動が制限されたりですとか、子どもが運動不足になりかねない状況が続くおそれがあります。そうした中で、子どもたちの健康管理にはより一層留意していく必要があると思います。

星野教育長職務代理者のお話にあった肥満度計算ソフトは、実際にはどのように活用され、「新宿区小児生活習慣病予防健診」についても、受診勧奨はどのように行われているのか説明してください。

○学校運営課長 肥満度計算につきましては、校務支援システムの中に計算ソフトが組み込まれていますので、学校健診において測定した、身長・体重に基づき、肥満度を計算の上、健診結果の通知に掲載し、保護者の方へお知らせしているところです。

今後、こうした肥満度計算ソフトの活用について、学校保健会等を通じて学校医の先生に周知してまいります。

また、「新宿区小児生活習慣病予防健診」につきましても、肥満度が掲載されている健診結果通知と同時に御案内するなど、受診率の向上につながるよう努めてまいります。

○区長 コロナ禍におきましては、学校医の先生方とよく意見交換をさせていただきながら、感染症対策以外の子どもたちの心身の健康保持についても、学校現場でしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、引き続き、御意見をお伺いしたいと思います。どなたか御発言のある方はいらっしゃいますか。

○年綱委員 「新宿区版G I G Aスクール構想」ですが、おかげさまで、児童・生徒に1人1台のタブレット端末が配備されたことを非常に嬉しく思っております。

1学期の学校訪問の際に、小学校1年生もタブレットを使って授業をしている姿を見たときには驚きました。

学年が上がっていくと、タブレットを使って意見交換をするなど、子ども同士が友達と考えを知り合う場面も見させていただき、教室が一体となっているなど感じました。また、自分の考えをまとめたり、発表している様子を見ていて、タブレットを使いこなし、学習している子どもたちの姿がすごくたくましいとも思いました。

教室の中で、控え目でおとなしい女の子がいたので、「楽しい？」と聞いてみたところ、あまり自分の意見を言わないお子さんなんですけれども、「みんなと意見交換がタブレットを通してできるので、すごく楽しい！」と、目を輝かせていたことがとても印象的でした。昨年度末に整備されたばかりのタブレットですが、子どもたちは吸収力がすごくて、さっそう使いこなしているのは素晴らしいことだと思っています。

また、学習障害があったり、外国にルーツを持つ児童・生徒もいる中で、たくさんあるアプリの中から、自分に合ったものを選んで学べる環境がある、個別最適化された学びが行われるということは重要なことだと思います。

新宿区の特徴として、外国にルーツを持つ子どもが多い、ということがありますが、中でも、日本語による学習活動に支障が生じているようなケースにおいて、子どもがいち早くタブレットの操作方法を身に付け、自分に合ったアプリや、学習支援ツールを積極的に活用することで、家庭の学習などもより効果的に行われ、日本語の習得へとつながっていくのではないかと考えています。

私が知っているお子さんで、不登校の子がいるのですが、そのお子さんが、タブレットを使うことによって先生とのやりとりができたり、学校での学習の様子が分かり、前向きに取り組んでいこうとする姿を見ると、非常にメリットを感じています。

しかし、まだ導入したばかりということもあり、学校訪問の時にタブレットの操作がスムーズにいかず、子どもが手を挙げているのですが、子どもが何人も手を挙げていると、先生もなかなか手が回らない、という場面がありました。先生のサポートという面で、スクールスタッフとして学生や地域の人材を、タブレット操作の導入部分を子どもに教えたり、新し

いアプリを使うときに、そうした方々のお力を活用させていただけると良いのではないかと思います。

G I G Aスクール構想は始まったばかりで、これからスタートですが、I C Tを活用した教育がより充実していくためにも、そして、これから「新宿区版G I G Aスクール構想」を着実に推進していくためにも、ぜひ、引き続きの御理解と御支援をよろしくお願いいたします。

○区長 ありがとうございます。

「新宿区版G I G Aスクール構想」に基づく学校教育の推進について、年綱委員から御発言をいただきました。

区では、毎年、「小・中学生フォーラム」を実施しており、今年度は区立小学校3校で、子どもたちのプレゼンを聞かせてもらいました。その際、子どもたちがタブレットを使い、自分で作った資料をスクリーンに投影して説明をしてくれたのですが、非常に凝ったつくりのものがあって、とても感心しました。プレゼン資料には、私には作れないような文章や図表もあったりして、子どもたちは呑み込みが早く、タブレットを上手に活用し始めているな、ということを実感しました。

タブレットを導入する際に、私も必要だと思ったのは、年綱委員の御発言にもありましたが、やはり、外国にルーツを持つ子どもや、学習障害のある子どもたちが、その子に合った教材で予習復習ができることです。特に、復習がきちんとできることが重要だと思います。教育センターで、外国にルーツを持つ子どもの補習をボランティアの方がやってくださっていますが、1回その様子を見に行った時に、当日来ないお子さんがいました。家に連絡を試みたところ、子どもに勉強させる意義について、親御さんになかなか御理解いただけない様子でした。

勉強に遅れが出てしまうと、子どもにとって、どんどん勉強が嫌なものになってしまいますので、タブレットを活用して、授業中に分からなかった部分について、学校の先生とやりとりができたり、苦手な部分が分析されて、その子に合った復習や補習ができる、という形で進化していくといいなと思っているところです。

まだ、使い始めたばかりで、これから活用方法を含め、より良くなっていくと思います。引き続き、お気づきの点があれば御指摘いただき、改善すべき部分があれば、教育委員会事務局をはじめ、学校現場とも相談しながら調整をしていきたいと思っています。

それでは、引き続き、御意見をお伺いしたいと思います。どなたか御発言のある方はい

らっしゃいますか。

○古笛委員 私からは、英語教育のさらなる推進について発言させていただきたいと思います。

昨年度の総合教育会議においては、CLIL（クリル）という、英語を座学として教わるのではなく、体験的な活動や日常生活の中で身につけていく言語習得法についてお話しをさせていただきました。本年度も再び英語について考えてみましたが、子どもたちが内向きではなく、世界に向かって、これからの未来を切り拓いていくために何かお手伝いできないかな、と考えたとき、英語を一つのツールとして使いこなせるようになることが、世界で活躍するための有効な手段になると改めて思いました。

特別な機会に英語を話すというのではなく、大人にも人気がある「英語でクッキング」、お料理と英会話が同時に学べる教室などのように、日常的な場面で使える英語を子どもたちが自然と身に付けていくことが重要なのではないかと思います。

自分自身の子どもの頃を振り返ると、東京に行かないと買えないもの、東京に行かないと見られないものがたくさんありました。当時、大都会の東京は遠いところでした。ましてや、海外、世界は遙か彼方と感じていました。しかし、今の子どもたちは、インターネットやSNSを通じて、世界がより身近なものになってきていると感じます。外国で放映されている番組をリアルタイムで見たり、海外の商品をすぐに入手することも可能になっています。とはいえ、言語の壁は相変わらず存在しています。

また、コロナ禍の自粛生活中は、物理的に家の中に閉じ籠もっていただけでなく、面と向かってのコミュニケーションが取りづらく、気持ち的に内向きになってしまったところもあるのではないかと懸念しています。

そうした意味でも、子どもたちには、CLIL（クリル）の手法を用いた英語教育を通じ、コミュニケーション能力を身につけ、外へ、世界へと発信する体験ができないかな、と思います。

先に行われた、東京2020パラリンピック学校連携観戦に参加した児童・生徒から、「障害があるからといって諦めず、夢に向かって進んでいるのはすごいと思った」「伴走者と走るパラリンピック選手を見て、伴走者との絆を感じた」「たとえ、自分に他の人と違う個性があったとしても、諦めずに挑戦するパラリンピアンに感動した」といった、子どもたち自身の今後の生き方につながるような感想が述べられていた、と伺っております。東京2020パラリンピック学校連携観戦の実施により、子どもたちが世界を肌で感じる貴重な体験ができたことは、とても良かったと思います。

しかし、9月初旬は新型コロナウイルスの感染者数が増加傾向にあり、学校連携観戦の実施にあたり、様々な不安や御心配の声をいただきました。こうした御心配の意見をいただいたことは当然であり、もっともなことであったと思いますが、学校連携観戦の実施にあたっては、あらゆる感染対策を徹底的に講じた上で実施された、と伺っております。

東京2020オリンピック・パラリンピックは、コロナ禍の中、イレギュラーな形での開催となりましたが、東京2020オリンピック・パラリンピックが自分たちの暮らすまち・東京で開催され、実際にパラリンピックを体感し、子どもたち一人ひとりの中に印象深い思い出として残ったのではないのでしょうか。こうした子どもたちの思い出を形にする意味でも、今後の取組の中で、レガシーとして何か残していただけたらと思っています。

子どもたちが自らいろいろ考え、発信していく英語教育の場として、CLIL（クリル）の手法を取り入れた、「英語キャンプ」の取組については、ぜひ継続していただけるよう、区長の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○区長 ありがとうございます。

英語教育のさらなる推進について、古笛委員から御発言をいただきました。

コロナ禍でいろいろと制限されてしまった教育活動の一つに、英語教育が従来の形でできなくなってしまった、ということがあると思います。縮小したり、改良した形で行っている状況ですが、やはり楽しくないと身に付かない、ということもあるかもしれません。また、自分自身、英語ができないので、英語ができるとやはり便利だろうなと感じることがあります。そうしたことも踏まえて、「英語キャンプ」については、全員が参加できるスケール感の事業ではないかもしれませんが、新型コロナウイルス感染症が収束した後は、どういう形で実施できるかということも含めて検討しながら、継続していければと思っています。

話しかけるツールとしての言語であったり、幾つかチャンネルを持っていることによって、いろいろな国の人に対応することができます。コロナ禍以前に、子どもたちが外国人のALTの先生と一緒に、外国人観光客の方に声をかけて観光案内を行う、というPTAの皆さんが発案した授業に同行させていただいたことがありました。子どもたちは、垣根なく積極的に相手に話しかけていて、実際に、英語圏ではない国の人に対して英語で話しかけて、相手側も片言の英語しか分からなくても、そこに身振り手振り、表情がついていくことで、コミュニケーションがきちんと取れている様子を見ておりました。

また、新型コロナウイルスの影響によって、学校行事もかなり中止となってしまいました。

子どもたちは本当に辛抱していて、学校で子どもから子どもに感染する事例というのはほとんどなく、今までにクラスターは起きていないと報告を受けています。我慢ができない大人の行動によって、子どもたちが何もできなくなってしまうのではないかという思いがありますので、できるだけのことをしていきたいと思っています。

古笛委員から、東京2020パラリンピック学校連携観戦についてのお話もありましたが、子どもたちが貴重な体験ができたことを大変喜ばしく思っています。今後、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、C L I L（クリル）の手法を取り入れた、「英語キャンプ」などの英語教育の取組や、東京2020パラリンピック学校連携観戦での貴重な体験を活かした障害者理解教育の取組など、しっかりと形として残していければと思います。

それでは、引き続き、御意見をお伺いしたいと思います。どなたか御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○山下委員 私からは、昨年度の総合教育会議でもお話しをさせていただいたのですが、伝統文化や芸術などを学ぶ機会の充実について、意見を述べたいと思います。

先ほど、古笛委員のお話にもありましたが、コロナ禍で自粛生活が続く中、家の中に閉じ籠もっているというイメージがある一方で、逆にグローバル化が非常に進んできていると感じております。昔は、グローバルというと、外に出ていくというイメージでしたが、今は、家にグローバルがやってくるというふうに言われています。自粛生活が始まってすぐは、テレビ会議システムなどを使っておりましたが、最近では「バーチャルオフィス」を使って、例えるならば、ドラクエのような感じで、インターネット上にバーチャルオフィスがあって、そこに実際に社員がキャラクターとして存在していて、話しかけたい時には、近くに行って「今いいですか」と声をかけると、ビデオがつながり、やり取りが始まる。そこにインターシップの学生がやってきて、仕事を見ていたり、いきなり海外の人が入ってきて、英語でコミュニケーションが急に始まったりする。たった1年でこんなところまで進んで、世の中は急速に変わってきているなというふうに感じています。

時間的、物理的な距離がなくなってきていて、私自身もそうなのですが、最近仕事で関わりのある人の大多数が実際に会ったことがない人である、という状況になってきております。

そうした変化の中で、コミュニケーションの仕方が合わなくて仲違いをしたり、誹謗中傷の応酬になって、いわゆる、炎上という状況になったりということも、ままあるというのが今の現状だと思っています。

自分のアイデンティティーを確立した上で他者を尊敬し、他者との違いをきちんと認識して、違いの部分を尊敬していく、という流れがとても重要であるというふうに思っております。互いの文化を尊重して共生していくためには、自分たちの文化を心の中で育ててつないでいく、ということがとても大事であると思います。

よく、伝統芸能というのは、その家に生まれた人がつないでいくというようなイメージが強いかもしれませんが、決してそういうわけではなく、昔から「家、家にあらず、継ぐを以て家とす」という言葉があり、選ばれた人が伝統を継ぐのではなく、伝統を継いでいく人こそが家、すなわち、文化の担い手になっていく、という考え方があります。

新宿区の場合は、日本国内に及ばず、非常にたくさんの国の方がいらっしやって、新宿区の中で日本の伝統文化や新しい文化に触れ、刺激を受けた若い人や海外から来た人がその文化の担い手になる、非常にいい空間、場所になっていると思っております。

私は狂言師という仕事をやっておりますが、伝統文化においては、舞台に立つ人間だけではなく、支えている人たちがたくさんいてくださって、例えば衣装を作ってくれる人、足袋を作ってくれる人、扇を作ってくれる人、本当にいろいろな方がいらっしやいます。特に、コロナ禍においては、会場となる会館のスタッフの方が消毒をしたり、チラシを配ってくれたり、いろいろな方のお世話になって公演ができているということを、改めて感じております。いろいろな形で携わる人がつながって、ひとつの文化を作り上げている、というように思っています。

区では、中学生、小学生に向けて、いろいろな伝統文化を見せてくださっていて、他の区に比べると、非常に触れる機会が多い。学校で用意してくださっていることもありますし、区内に文化的施設もたくさん残っていますので、そうしたものを積極的に活用していると思っております。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした流れの中で、伝統文化理解教育の取組が始まったわけですが、東京2020オリンピック・パラリンピックが終了した後も、取組の継続をお願いしたいです。

また、昔は「モノ消費」と言われ、それがだんだん「コト消費」に移ってきたというふうに言われていますが、最近では「トキ消費」というふうに言われることがあります。これは、ただ見て終わりではなく、一緒に文化を継承していくという時間、「トキ」を大切にしたいというふうに思っております。どうしたら、この文化を次につないでいけるのだろうか、ということ、子どもたちと、現在、文化を伝承している人たちと一緒に話すような場です。

例えば、舞台もそうなのですが、いろいろな伝統工芸についても、子どもと一緒に、この文化をどうつなげていくか、ということ語り合うような場が必要であるというふうに考えています。

授業はもちろんですが、部活やクラブ活動などにおいても、そうした機会を増やしていただければありがたいです。

今では、デジタルで何でもできてしまう世の中ですが、最後の最後に効いてくるのは、やはりどれだけ本物に触れているかということではないでしょうか。より本物、いいものを見ていると、悪いものは陳腐に見えてきます。そうしてセンスは磨かれていくものだというふうに思っております。発信力がこれから重要になってくるという世の中で、子どもたちにはできるだけ本物に触れさせてあげたいと思います。引き続き、子どもたちが伝統文化や芸術などに多く触れることができるよう、区長には変わらぬ御理解と御協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○区長 ありがとうございます。

伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実については、教育長のお考えも伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長 何でもデジタルでできてしまう世の中において、子どもたちがバーチャルではなく、実物に触れて、五感で感じることでできる機会を大事にしたいと思います。

幸い、新宿区は芸団協があり、矢来能楽堂や末廣亭、その他にミニ博物館もたくさんあります。伝統工芸の職人さんもかなりいらして、社会的・文化的資源が豊富です。草間彌生先生の美術館でも、開館前に子どもたちのために時間を設けてくださっています。これだけのことをしていただけるのは、そうないですし、大変貴重な機会だと思っております。

そうした新宿の強みを生かし、施設などを積極的に活用して、教育活動の中で、山下委員の御発言のとおり、子どもたちが本物の伝統文化や芸術などに触れる機会をつくっていきたいと思います。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、英語キャンプや伝統文化理解教育などの取組については、引き続き、取り組んでいきたいと考えています。

さらに、校外活動に関しては、コロナ禍においても、可能な限り子どもたちの学びを止めない考えの下、感染対策の徹底を図りながら、これまで制限していた活動の幅を拡げ、学習機会の確保に取り組んでいきます。今後、こうした取組を進めていくにあたっては、区長の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

○区長 ありがとうございます。

伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実については、山下委員、教育長から御発言をいただきました。

伝統芸能や伝統工芸の世界では、様々な人が関わっていて、新宿の地場産業である染色業においても、いろいろな職種の職人さんがいらっしゃいます。私も自分の着物を雨の日に着た時、泥跳ねで汚してしまったことがあったのですが、職人の方の手によって、一旦着物をほどこ、汚れを落として、また縫って、といった感じで、1か月ぐらいかけてきれいにしていただきました。

山下委員の御発言にもあったとおり、舞台を作り上げるにあたっても、いろいろな方が携わっていらっしゃいます。伝統芸能や伝統工芸に触れ、舞台を作り上げたり、1つの作品を仕上げるのに、どれだけの手間がかかるのかということを知ることで、子どもたちは、物事はいろいろなことの積み重ねでできているのだと、とても大切なことを学んでいくのだと思います。

新宿には、伝統芸能や伝統工芸などにおける人間国宝の先生方も多くいらっしゃいますし、団体もありますので、そうした方々や団体の皆様に御協力をいただきながら、東京2020オリンピック・パラリンピック終了後も、子どもたちの学習機会の確保につなげていきたいと思っています。

例えば、将来、子どもたちが海外に行った時や、知り合った外国の人に日本の伝統文化について教えて欲しい、と言われた時に、臆することなく堂々と説明できる大人になってもらいたいと思います。伝統文化を学ぶ機会を通じて、どういう歴史をたどってきたとか、教科書で読むだけではなく、そのあたりを折に触れ、実感してもらえそうな体験活動ができればよりよいと思っています。

ここまで、「子どもたち一人ひとりの体験を大切にし、『生きる力』を育むための取組」の観点から、様々な御意見をお伺いしてまいりましたが、教育長から一言、御発言いただけますでしょうか。

○教育長 本日は、「子どもたち一人ひとりの体験を大切にし、『生きる力』を育むための取組」という観点で区長と意見交換を行うことができ、今後の教育課題に柔軟に対応していく上で、大変有意義であったと思っています。

英語教育の一層の推進や、伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実については、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーとして取組を継続していくことはもとより、これらの

様々な体験活動が、子どもたち一人ひとりの豊かな人間性や、自ら学び、自ら考える力といった、生きる力を育む基盤となるのではないかと考えています。現在のデジタル社会においては、インターネットなどを介した「間接体験」や、バーチャルリアリティといった「疑似体験」の機会が圧倒的に多くなっているため、今後も、ヒト・モノや実社会に実際に触れ、関わり合う、「直接体験」を大事にしていきたいと思えます。

また、「ヤングケアラー」の問題や、医療的ケア児に対する支援など、現在の社会状況を捉えたテーマについても意見交換をさせていただき、今後も、区長にも御協力をいただきながら、教育委員会としても研究・検討を進め、しっかりと取り組んでいく必要があると、気を引き締めたところです。

このほか、小児の新型コロナワクチン接種や、コロナ禍における児童・生徒の生活習慣について、子どもたちの健康に関する時節を捉えた御意見、また、「新宿区版GIGAスクール構想」に基づく学校教育の推進において、学校や子どもたちの現状など、様々な切り口から御意見をいただきました。いずれも、新宿の子どもたちの「生きる力」を育む教育を実現していくために、欠くことのできない視点であると思えますので、本日の議論を踏まえまして、引き続き、しっかりと教育行政を進めていきたいと考えております。

○区長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○区長 本日は、「子どもたち一人ひとりの体験を大切に、『生きる力』を育むための取組」の観点から、教育委員の皆様と大変有意義な意見交換を行わせていただきました。

冒頭にもお話をいたしました、今年度は教育ビジョンにおける新たな個別事業や第二次実行計画がスタートした重要な年です。

私としましても、まずは、新型コロナウイルス感染症に関連する諸課題への取組を着実に進めるとともに、新たな課題にも柔軟に対応しながら、教育ビジョンに掲げる取組を実現していくことが、新宿区の子どもたちの育ちと学びにつながっていくものと考えておりますので、本日の意見交換をしっかりと受け止めさせていただいた上で、区政を推進していきたいと思えます。

本日の議事は、以上で終了とさせていただきます。

◎ 閉 会

○区長 それでは、これもちまして令和3年度第1回新宿区総合教育会議を終了いたします。
本日は、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございました。

午後 4時13分閉会